

組合ごみ処理施設から生じる焼却灰中の放射性物質分析結果

【放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく分析結果】

分析機関：エヌエス環境株式会社 東北支社、日鉄住金環境株式会社

試料採取年月日：平成 28 年 12 月 27 日 ((仮称) 仙南クリーンセンター)

平成 28 年 12 月 3 日 4 日 (角田衛生センター)

平成 28 年 12 月 2 日 7 日 14 日 22 日 (大河原衛生センター)

試料採取及び分析方法等：放射性物質汚染対処特措法施行規則に基づく

単位：Bq/kg

施設名	埋立処分基準値	焼却灰		
		放射性セシウム 134 (検出下限値)	放射性セシウム 137 (検出下限値)	放射性セシウム合計
(仮称) 仙南クリーンセンター	8,000 以下	64 (10)	420 (10)	484
角田衛生センター第二事業所	8,000 以下	19 (15)	140 (11)	159
大河原衛生センター	8,000 以下	54 (17)	340 (19)	394

- <備考>
- 1 (仮称) 仙南クリーンセンターは、施設の構造上、溶融飛灰のみ排出されます。
 - 2 角田衛生センター第二事業所は、施設の構造上、主灰と飛灰が混合された状態で排出されます。
 - 3 大河原衛生センターは、施設の構造上、飛灰のみ排出されます。
 - 4 溶融飛灰とは、ガス化溶融炉での溶融処理によって発生するばいじんをいいます。
 - 5 主灰とは、燃やしたごみの燃え殻のことで、焼却炉の底から排出されます。
 - 6 飛灰とは、ろ過式集じん器等で捕集した排ガスに含まれるダスト (ばいじん) をいいます。